

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

六合村

2 構造改革特別区域の名称

幼保一体化特区

3 構造改革特別区域の範囲

六合村の全域

4 構造改革特別区域の特性

本村は人口1,984人(平成15年2月末日現在)、高齢化率30%、就学前児童数が人口の6.7%と大変低く、公立幼稚園2園においても、各園15名、12名と少人数であり、深刻な少子化が進んでいる。(別紙1参照)

地形は急峻で南北に広く、集落内にて民家が散在していることから、集落単位では子どもの社会性が生まれにくいなど子どもへの影響や、過疎化、高齢化の進行により住民への基礎的なサービス提供が困難になることが懸念される。

又、都市化の進行等により、女性の就労体系が変わり、共働きの家庭が増えており、核家族や母(父)子家庭が増加してきているが、現在、村内には保育所がないため村外へ広域委託をしている。

5 構造改革特別区域計画の意義

年々幼児数が減少しており、幼稚園のクラスにおいても集団と呼ぶにはほど遠い人数編制の状態にある。なおかつ、各地区において民家が点在しているため同世代の子ども達との交流は少なく、子どもへの社会性が生まれにくいという大変深刻な問題をかかえてきている。

今回、六合村ならではの幼稚園と保育所の合築施設において、一緒に教育・保育活動を行うことにより、子どもの活動機会の促進を図ることになる。

又、保育料については幼稚園児と保育所児を同一料金とし、保育時間についてもあずかり保育を実施する等、運営面からも、六合村独自の運営を行うことにより、保護者への負担が軽減され、多様なニーズに応えることになる。

6 構造改革特別区域計画の目標

幼保一体化施設活用と特区の導入により、多人数中で生きる力を伸ばし、これからの六合村を担う子どもたちの十分な社会性や創造性を育むことができる。

又、全国的にみても核家族化・共働き家庭の増加や、待機児童が増加していることから読み取れるように、保育所の需要の高さと、保護者が就労していても子どもに幼児教育を受けさせたいという多様化した保育ニーズに応えることができる。

正に過疎地域にての少子化対策における、幼・保一体化の先駆けたモデル施策となり、本村の子育て支援活性化のみならず、全国への子育て支援策へと成り得る。

今後はこの施設を、老人と子どものふれあいの場所へと、休園日による地域への開放を図り、さらなる子育て支援の拠点とし、子育ての喜びと働く喜びを同時に得ることができ、家庭や子育てに夢や希望を持てる村づくり、延いては社会づくりへと繋げていきたい。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

本村においては、花卉栽培が盛ん（販売額年間1億4千万円）であるが、生産者の高齢化が進み、生産者の平均年齢は68歳と高くなっている。若い労力を必要としている中、子育てをしている若い人達からの花卉栽培への興味と、労力の供給の声が高く、お互いの需要と供給が相まうことにより、村の産業の振興が図られる。

又、現在、2園の幼稚園にて4,5歳児を受け入れているが、両園の建て替え、又は既存の2園で3年保育の実施は財政的に厳しく、統合園にするにも地形が南北に広いため、保護者の反発が大変強く、なかなか了解が得られずにいた。しかし、既存の2園を廃園し、特区を活用した、六合村独自の運営方法により、幼稚園・保育所の両方のニーズに対応できるという、魅力ある新たな、幼・保合築施設を提案したことにより、全村一致して住民合意が得られ、子育てを地域で支える体制が整えられた。これらのことにより、保護者に時間的経済的ゆとりが生まれ、女性の社会参加が進み地域の活性化が図られる。

8 特定事業の名称

幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

特定事業に併せて、第2次提案に盛り込まれている「保育所における保育所児及び幼稚園児等の合同活動事業」を平成15年10月に認定申請を行う予定である。

これを実施することにより、地域における全ての児童の健全育成を図り、より一層の幼・保一体化の形成による児童の社会性・創造性の涵養を推進することとなる。

別 紙

1 特定事業の名称

番号 807

名称 幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

(仮称) 六合こども館

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

主体 六合村

区域 六合村全域

実施期間 構造改革特別区域計画の認定を受けた日から

整備される施設 (仮称) 六合こども館
詳細は別紙 2・平面図のとおり

5 当該規制の特例措置の内容・・・別紙 3・相互乗り入れ概念図参照 別紙 4・入所定員設定の考え方参照

特例措置の必要性

本村においては、就学前児童数が人口の 6.7%と大変低く深刻な少子化が進んでいる。各地区において民家が散在していることから、同世代の子どもたちとの交流は少なく、子どもへの社会性が育まれにくいという深刻な問題をかかえている。

又、現在 2 園の幼稚園にて 4, 5 歳児を受け入れているが、2 園とも施設の老朽化がすすみ、安全面においても危惧されている。両園の建て替え、又は既存の施設での 3 歳児の受け入れは財政的にも困難であり、統合園にするためにも地形が急峻で南北に広いため、保護者の反発が大変強く、なかなか了解が得られずにいた。

女性の就労体系が変わり、核家族や母（父）子家庭が増加してきていることから保育に欠ける児童が増えており、少子化の進行も手伝い集団としての保育を望む声も保護者から強く出てきている。

そのような中、村民へ、既存の2園を廃園し、特区を活用した、六合村独自の運営方法により、幼稚園・保育所の両方のニーズに対応できるという、魅力ある新たな、幼・保合築施設を提案したことにより、全村一致して住民の合意が得られた。議会においても幼・保合築施設建設費が組み込まれた平成15年度予算が議決され、建設へ向けて進んでおり、本村においては幼・保一体化の運営の基、十分な社会性・創造性が涵養されるよう幼児教育の充実を図ることが急務である。